

令和5(2023)年度諮問(一)第14号
令和6(2024)年度答申(一)第3号

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

真岡市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

- 1 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に対して、特別障害者手当の受給資格の認定を請求した。
- 2 令和〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、認定基準を満たしていないことを理由として本件処分を行い、同日付で審査請求人に通知した。
- 3 令和4（2022）年8月9日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求書を提出した。
- 4 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、令和5（2023）年12月7日付けで、本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知。以下「認定基準」という。）第三の1（8）エの「日常生活能力判定表」により審査請求人の各動作及び行動に該当する点を加算すると13点であり、10点以上であることから認定基準第三の1（8）イに該当する。診断書作成医師も、これまでの経験から、審査請求人は特別障害者手当が認定される障害の程度であるとの見解を述べている。

また、審査請求人は、月数回のでんかんの発作により、痙攣とともに便失禁と嘔吐を数時間から数日間繰り返すため、その期間は一切の日常生活能力を失い、介護人がそばを離れられない状態となり、入院・通院が必要な場合もある。

以上のことから、「日常生活能力判定表」における認定基準を満たしているため、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）の規定

法第2条第3項において、「「特別障害者」とは、20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」と規定されている。

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）の規定

(ア) 令第1条第2項において、「法第2条第3項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。」と規定されている。

(イ) 同項第1号において、「身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下この項において「身体機能の障害等」という。）が別表第二各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの」と規定されている。

(ロ) 同項第2号において、「前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの」と規定されている。

(ハ) 同項第3号において、「身体機能の障害等が別表第一各号（第十号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの」と規定されている。

(オ) 令別表第一において、次のとおり規定されている。

- 「一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下のもの
- 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両上肢の全ての指を欠くもの
- 五 両下肢の用を全く廃したもの
- 六 両大腿を二分の一以上失ったもの
- 七 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(カ) 令別表第二において、次のとおり規定されている。

- 「一 次に掲げる視覚障害
- イ～二 略
- 二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 五 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならし

める程度のもの

七 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

ウ 認定基準の規定

(ア) 「第二 障害児福祉手当の個別基準」の規定

- a 認定基準第二の4には「内部障害」について、認定基準第二の5には「その他の疾患」について、それぞれ規定されている。
- b 認定基準第二の6において、「精神の障害」について規定されており、認定基準第二の6(1)には、「精神の障害は、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、症状性を含む器質性精神障害、てんかん、知的障害、発達障害に区分し、その傷病及び状態像が令別表第1第9号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。」と、認定基準第二の6(1)オには、「てんかんによるものにあつては、十分な治療にかかわらず、てんかん性発作を極めてひんばんに繰り返すもの」と、認定基準第二の6(1)カには、「知的障害によるものにあつては、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの」と、認定基準第二の6(2)には、「精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする。」と、認定基準第二の6(3)には、「知的障害の程度については、知的機能の発達程度のほか、適応行動上の障害を十分勘案のうえ、別表に掲げる知的機能の程度により判定するものとし、年齢階層別の障害の程度が最重度とされるものについては令別表第1第9号に該当するものとする。」と規定されている。

(イ) 「第三 特別障害者手当の個別基準」の規定

- a 認定基準第三の1において、「令第1条第2項第1号に該当する障害の程度とは、令別表第2各号に掲げる障害が重複するもの」と規定されている。
- b 認定基準第三の1(8)において、「精神の障害」について規定されており、認定基準第三の1(8)アには、「精神の障害は、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、症状性を含む器質性精神障害、てんかん、知的障害、発達障害に区

分し、その傷病及び状態像が令別表第2第7号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。」と、認定基準第三の1(8)イには、「精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする。」と、認定基準第三の1(8)エには、「アの症状を有するもので、次の日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが10点以上の場合にイに該当するものとする。」と規定されている。

- c 認定基準第三の2において、令第1条第2項第2号に該当する障害の程度について規定されており、認定基準第三の2(1)には、以下のとおり規定されている。

「令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの

1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	1下肢の機能を全廃したものの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加

11	えることを必要とする程度のもの 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
----	---

- d 認定基準第三の2(2)において、「令別表第2第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次の日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの。」と規定されている。
- e 認定基準第三の3において、「令第1条第2項第3号に該当する障害の程度とは、令別表第1のうち次のいずれかに該当するものとする。」と、認定基準第三の3(1)には、「第二障害児福祉手当の個別基準の4又は5に該当する障害を有するものであって第三の1の7のウの「安静度表」の1度に該当する状態を有するもの。」と、認定基準第三の3(2)には、「第二障害児福祉手当の個別基準の6に該当する障害を有するものであって第三の1の8のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの。」と規定されている。

(2) 本件処分の妥当性について

本件処分に係る争点は、審査請求人が特別障害者手当の受給資格要件である「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」に該当するか否かである。これについては、令第1条第2項第1号から第3号までに規定されており、審査請求人が当該各号のいずれかに該当するか否かを検討する。

ア 令第1条第2項第1号の適用について

審査請求人は、認定診断書等により、てんかん及び知的障害の症状を有し、障害の程度については、日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算すると13点となり10点以上であることが確認できることから、審査請求人が令別表第二の7の「精神の障害」を有していることが認められる。このことについては、審査請求人の主張及び診断書作成医師の見解とも一致する。

しかしながら、審査請求人は、令別表第二の7以外に同表の1から6までのいずれかに該当する身体機能の障害等は有していないことが認定診断書等により確認できることから、審査請求人の障害の状態は、令第1条第2項第1号に該当しない。

イ 令第1条第2項第2号の適用について

認定基準第三の2(1)について、審査請求人が、令別表第二の7に該当する精神の障害を有していることは上記アのとおりであるが、認定基準第三の2(1)の表に規定する身体の機能の障害又は病状を重複して有していないことから該当しない。

認定基準第三の2(2)について、審査請求人は、上記アのとおり令別表第二の3から5までのいずれの障害も有していないことから該当しない。

したがって、認定基準第三の2(1)及び(2)のいずれにも該当しないことから、令第1条第2項第2号に該当しない。

ウ 令第1条第2項第3号の適用について

認定基準第三の3(1)について、審査請求人は、認定基準第二の4「内部障害」又は認定基準第二の5「その他の疾患」に該当する障害を有していないことが認定診断書等により確認できることから該当しない。

認定基準第三の3(2)について、審査請求人は、認定基準第二の6「精神の障害」に該当する障害を有していることが認定診断書等により確認できることから、令別表第一の9に該当する障害を有していることが認められる。しかし、処分庁が主張するとおり、「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点以上のものが、令第1条第2項第3号に該当するものとされているところ、特別障害者手当認定診断書によると、審査請求人も主張するとおり13点であるため該当しない。

したがって、認定基準第三の3(1)及び(2)のいずれにも該当しないため、令第1条第2項第3号に該当しない。

エ まとめ

上記アからウまでのとおり、令第1条第2項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

よって、処分庁が行った本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分について

(1) 審査請求人の障害の程度について

審査請求人は、自身の障害の程度が令第1条第2項各号の規定に該当し、特別障害者手当の支給要件を満たしている旨主張しているため、審査会において、関係法令等を参照しながら検証したところ、上記第4の2(2)と同様、当該規定には該当しなかった。

したがって、本件処分について、違法又は不当な点は認められないとした審理員の判断に誤りはない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、日常生活能力判定表により算定された点数が13点であり、10点を上回っていることから、認定基準第三の1(8)イに該当する旨主張する。しかし、これは複数の障害を持つ者に適用される基準であり、「精神の障害」のみを持つ審査請求人は該当しない。

また、「精神の障害」の区分にのみ該当する審査請求人が特別障害者手当の支給要件を満たすためには、「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点以上でなければならない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、第1「審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

本件審査請求については、諮問までに約1年4か月を要している。審査庁には、簡易迅速な手続により権利利益の救済を図るという行政不服申立制度の趣旨に則り、迅速な対応を要望する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 (2023) 年12月 7 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 6 (2024) 年 6 月18日 (第57回審査会第 2 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和 6 (2024) 年 7 月16日 (第58回審査会第 2 部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第 2 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
小 林 延 年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
杉 田 明 子	弁護士	
茂 木 明 奈	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)